

全ト協取次事業

(公益社団法人全日本トラック協会) 2019年度準中型免許取得助成事業 実施要領

2019年4月1日
一般社団法人東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人全日本トラック協会が定める「準中型免許取得助成金交付要綱」に基づき、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）の準中型免許の取得に関し、下記のとおり取次事業として実施する。

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、会員事業者が運転者として採用した高等学校新卒者等の若年者に対して準中型免許を取得させる際の支援を行う。

2. 実施期間

2019年4月1日～2020年2月28日

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

3. 助成対象者

会員事業者に在籍するトラック運転者であり、下記①～④の全ての要件を満たす場合に限り、準中型免許取得のために指定自動車教習所等で係る費用を、会員事業者に対する助成金の交付対象とする。

- ① 会員事業者が、平成30年（2018年）4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
 - ② 当該運転者が、平成元年（1989年）6月2日以降の生まれであること。
 - ③ 当該運転者が、平成30年（2018年）4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その費用の全額を当該会員事業者が負担していること。
 - ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること。
- ※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（平成30年（2018年）度中）に上記準中型免許を取得した場合も対象とする。

4. 助成額

- ① 準中型免許の取得（新規に準中型免許を取得した者及び普通免許取得後に取得した者）
- ② 5トン限定準中型免許の限定解除

①は40,000円を上限、②は25,000円を上限として、1事業者あたり合計で200,000円を上限とする。

※国や東ト協等からの助成金が交付されている場合に、本助成金との合計額が指定自動車教習所等でかかった費用を上回る場合には、助成額を減額又は交付しない。

※ドライバーが個人で準中型免許取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。

※指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場にかかる費用等は対象外とする。

5. 提出書類

- ① 「準中型免許の取得に係る助成金申請書（請求書）」（様式1）
- ② 「準中型免許取得者一覧」（様式1別添）
- ③ 指定自動車教習所等から会員事業者宛の領収書（会社負担分）（写）
※準中型免許の取得あるいは5トン限定解除による取得に係るものであることが判別できない場合には、別途明細書を付すこと
- ④ 当該運転者の健康保険証（写）
- ⑤ 当該運転者の運転免許証（両面）（写）
- ⑥ 助成金申請時に当該事業者の運転者として従事していることを確認できるもの
※申請直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳のいずれか1点（写）

以上